

お知らせ

平成 31 年 3 月 14 日
京 都 市 文 化 市 民 局
〔担当　くらし安全推進部人権文化推進課〕
〔電話　3 6 6 － 0 3 2 2〕

「人権に関する市民意識調査報告書」について

京都市では、人権施策の基本方針を定めた「京都市人権文化推進計画」（平成 27 年 2 月策定）に基づき、全ての人々の人権が尊重され、誰もが安心して生活し、活躍できる「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権教育・啓発等の様々な取組を進めています。

この度、市民を対象に実施した「人権に関する市民意識調査」の調査結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

1 調査概要

(1) 調査の目的

京都市が人権尊重のまちづくりをより一層推進するに当たり、市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状など人権施策全般に関する状況等を把握し、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

この調査結果は、平成 31 年度に予定している京都市人権文化推進計画（計画期間：平成 27 年度～36 年度）の中間見直しの基礎資料として活用する。

(2) 調査対象

京都市内に居住する 18 歳以上の市民 3,000 人（外国籍市民を含む。）を住民基本台帳から無作為抽出

(3) 調査方法

無記名、郵送配付・郵送回収による郵送調査法

(4) 調査期間

平成 30 年 11 月 1 日～11 月 15 日

(5) 有効回答数

1,059 件（有効回答率 35.3%）

2 主な調査項目

(1) 人権についての意識

・人権についての意識や人権問題に関する法律等の認知度など

(2) 人権教育・啓発について

・講演会や研修会への参加、市民しんぶん等の記事への関心など

- (3) 日常の場面での人権意識について
 - ・結婚, 住宅, 就職, 家庭, 学校, 職場, 社会での人権意識について
 - ・インターネット, 障害者, LGBT 等の性的少数者に関する問題について
- (4) 人権相談・救済について
 - ・人権侵害の経験と対応
 - ・人権相談・救済に関する取組の必要性など

3 調査結果の概要

別紙参照

調査結果の概要

1 人権課題についての意識（報告書 P6, P24～33）

(1) 人権課題への関心 問1

- 「子どもに関わる問題」、「高齢者に関わる問題」の割合が40%を超えており、「女性に関わる問題」も38.1%と関心が高い。今回新たに追加した項目では、「働く人に関わる問題」の割合が38.9%、「LGBT等の性的少数者に関わる問題」が17.6%、「拉致被害者に関わる問題」が21.2%となっている。

(2) 人権問題に関する法律などの認知度 問2

- 各法律については、約6割の人が「どんな内容か知っている」、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と回答しており、約3割の人が「知らなかった」と回答した。また、「世界人権宣言」については、約8割の人が「どんな内容か知っている」、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と回答した。

- 人権問題について、自分に身近なことや関係が深いと考えることであれば興味関心を持っているが、そうでなければ関心が薄いと考えられる。今後は、全ての人権問題を「自分ごと」として捉え、暮らしの中でお互いに尊重し合うことができるような意識の醸成が必要である。

2 人権教育・啓発（報告書 P6, P34～43）

(1) 人権に対する関心度 問3

- 過去5年以内に人権に関する講演会や研修会に参加した回数については、「参加したことがない」の割合が最も高く84.2%となっている。
- 学校で人権教育を受けた頻度については、「よく受けた」と「ときどき受けた」を合わせた“受けた”の割合が51.4%と高くなっている。
- 市民しんぶんの人権に関する記事や、人権総合情報誌を読む頻度については、「全く読まない」の割合が最も高く39.4%となっている。

(2) 人権について理解を深めるために、役立つと思うもの 問4

- 「学校での人権教育」の割合が最も高く74.5%となっている。次いで、「テレビやラジオ、新聞記事での啓発」が61.2%と高くなっている。

(3) 人権について理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うもの 問5

- 「学校や社会において人権教育を充実する」の割合が最も高く76.7%となっている。

- 学校等での教育が、人権意識の醸成のために重要だと考えている市民が多いと考えられる。今後は、人権教育を受けた人たちが講演会や研修会に参加し、継続的に人権に対して関心を持ち続けることができるような取組を検討していく必要がある。

3 人権保障 （報告書 P7, P44～69）

(1) 結婚相手を考える際や住宅を選ぶ際に気になること 問 6, 7

- 結婚相手を考える際に気になることでは、回答者自身、回答者の子どもの場合ともに、「国籍・民族」，「相手やその家族に障害があるかどうか」，「同和地区出身者かどうか」が2～3割程度「気になる」と回答している。
- 住宅を選ぶ際に気になることでは、「近くに低所得者など、生活困難者が多く住んでいる」や「近くに外国人の住民が多く住んでいる」，「近くに同和地区がある」について、2割程度の人「気になる」と回答している。

(2) 就職，家庭，学校，職場，社会においての人権保障 問 8～問 12

- 就職における場面で人権に関して同意する考え方については、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」の割合が最も高く 72.0%となっている。
- 家庭における場面で人権に関して同意する考え方については、「育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である」の割合が最も高く 83.3%となっている。
- 学校における場面で人権に関して同意する考え方については、「学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない」の割合が最も高く 76.9%となっている。
- 職場における場面で人権に関して同意する考え方については、「能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない」の割合が最も高く 85.2%となっている。また、「仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない」、「育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない」の割合が70%以上となっている。
- 社会における場面で人権に関して同意する考え方については、「犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある」の割合が最も高く 72.1%となっている。

(3) インターネットに関する問題 問 13

- インターネット上の人権に関して同意する考え方については、「個人への誹謗中傷などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ」の割合が最も高く 75.9%となっている。

(4) 障害者に関する問題 問 14

- 障害者に関する問題についての設問では、不当な差別的取扱いの禁止^{※1}，については 31.8%，合理的配慮^{※2}については 53.9%しか考え方が定着していないという結果になっている。

※1 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

※2 合理的配慮

様々な場面で、障害のある人から何らかの意思表示があった場合に、「社会的障壁」（バリア）を取り除くために必要となる配慮。

(5) L G B T等の性的少数者に関する問題 問15

- 性的少数者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うかについては、「差別的な言動をされること」の割合が最も高く 55.1%、次いで、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が 54.3%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が 42.3%となっている。また、「分からない」の割合が 16.6%となっている。

○ 人権問題に関する現状については、人権意識が醸成されている部分もあるが、新たに出てきた問題や概念、考え方が定着していないことも分かった。今後は従来の啓発活動に加えて、これらの新しい問題や考え方についても、広く市民に知ってもらう必要がある。

4 人権相談・救済 （報告書 P8, P70～93）

(1) 人権侵害の経験と対応 問16

- この5年間で人権侵害をされた経験については、「ある」の割合が 15.8%、「ない」の割合が 82.4%となっている。前回と比較すると「ある」が 5.5 ポイント高くなっている。
- 人権侵害の内容については、「職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど」の割合が最も高く 46.7%となっている。
- 人権侵害を受けた時の相談先については、「友人・知人」の割合が最も高く 34.7%となっている。
- 最も役に立った相談先については、「友人・知人」の割合が最も高く 18.2%となっています。

(2) 人権擁護に関する制度の認知度 問17

- 人権を守るための制度に関する設問では、法務局や人権擁護委員の相談を知らない人が多いという結果が出ており、行政や民間の窓口の認知度が高くなっている。

(3) 人権相談・救済に関して必要な取組 問18

- 人権侵害に対する相談や救済に必要なだと思うことについては、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」の割合が最も高く 54.9%となっている。次いで、「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」の割合が 54.3%と高くなっている。

○ 人権が侵害されたと思う人は増加しており、一方、相談ができていない人は減少している。しかし、今後も公的な相談窓口などについて認知度を高めること、そして、そうした相談窓口へスムーズに相談できるように啓発を行い、人権侵害が起こったとしても、解決に向けて迅速に動けるような体制を作る必要がある。

5 分析 （報告書 P9～22）

今後の啓発活動等の参考とするため、関連する設問や、設問と性別・年代別でクロス集計を行った。分析結果は、より効果的な事業の実施のための参考とする。

(1) 年代別での関心のある人権課題の分野（分析1）

各人権課題（問1）と年代別で分析し、年代ごとに関心の高い人権課題の分

野と、関心の低い人権課題の分野を抽出した。

10～30 歳代、40～50 歳代、60 歳以上の 3 つで区分すると、10～30 歳代が「働く人に関わる問題」、40～50 歳代が「子どもに関わる問題」、60 歳以上が「高齢者に関わる問題」に対して関心が高いことが分かった。これはそれぞれのライフステージと対応しており、自身の身近な問題に対して関心が高くなる傾向があると考えられる。

(2) 人権に対する関心度と啓発手法（分析 2）

人権に関する講演会や研修会の参加回数や市民しんぶん等への記事への関心に関する設問（問 3）と、京都市が実施すべき啓発の取組に関する設問（問 5）で分析し、人権に対する関心度別で効果的と考える啓発手法を把握する。

結果から、普段から講演会に参加する、人権に関する記事を読むなど、人権に対する関心度が高い人については、講演会や民間の支援など、人権意識を更に深めるための啓発手法を望んでいることが分かる。反対に、講演会に参加しない人や人権に関する記事を読まない人は、インターネットや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、身近なツールを用いた啓発活動を望んでいることが分かる。また、学校で人権教育を受けている人については、ある程度の基礎知識が持っていることから、インターネットや SNS を使った啓発活動や、ワークショップなどの参加・体験型事業などを通じた啓発活動に関心が高くなっていることが考えられる。

(3) 性別と年代別による日常の場面での人権意識の差（分析 3）

問 8～問 12 の日常生活の中での人権意識を問う設問に、性別と年代別で分析し、性別と年代を絞ったうえで、人権意識の傾向を把握する。

就職における場面（問 8）に関する設問では、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」が、また、家庭での生活場面（問 9）に関する設問では、「育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である」が全ての性別、年代別において最も高い割合となっているなど、基本的な考え方は全体の結果で見た場合と大きく変わることはなかった。

(4) 人権を侵害された人の求める相談・支援（分析 4）

人権侵害を受けたことがあるかを尋ねる設問（問 16）と、実際に人権侵害を受けたと回答した人がどのような相談窓口を利用しているのか、また、どのような支援を求めているのかという設問（問 17）で分析し、人権を侵害された人の求める相談・支援を把握する。

人権侵害を受けたことがある人は、法務局や人権擁護委員についての認知度が人権侵害を受けたことがない人に比べると少し高くなってはいるが、それでも他の相談先よりは低い割合になっている。また、人権侵害を受けたことがある人は、「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」が高くなっています。反対に人権侵害を受けたことがない人は「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」も求めている。